

50年の 沙沙ス

公益社団法人 佐賀県農業公社 令和4年3月

もくじ



創立50周年を迎えて	1
公社設立の背景と経過	3
組織・機構の変遷	4
農業政策の変遷と農業公社の動き	5
最近のトピックス	0
資料編	4
農地売買等事業	5
農地保有合理化関連事業	6
農地中間管理事業	9
就農支援資金貸付事業等2	:0
特定鉱害復旧事業 2	:1
▶ 歴代役員	:3
事務局体制の変遷 2	:7
社員別出捐金	31
(参考)「15年のあゆみ」「20年のあゆみ」 3	12
「30年のあゆみ」における経過等	





創立50周年を迎えて

公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 池 田 宏 昭

「公益社団法人佐賀県農業公社」は、農地保有の合理化と農業経営の近代化を促進し、本県農業構造の改善並びに農業経営の安定向上に資することを目的として、昭和46年7月に設立された「社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社」を前身としており、本年度で50年目の節目を迎えました。

この間、我が国の社会経済情勢は大きく変化し、農業を取り巻く状況は、農産物の自由化 や需給の不均衡などによる農産物価格の低迷、農業従事者の大幅な減少、さらには中山間 地域の活力低下など厳しさを増しています。

こうした中、当公社においては、

- ・平成14年度から浅所陥没等の復旧を行う「特定鉱害復旧事業」を開始
- ・公益法人制度の見直しに伴い、平成24年度から公益法人へ移行するとともに、「公益 社団法人佐賀県農業公社」に改称
- ・平成25年度からは、財団法人佐賀県青年農業者育成センターを統合し、当センター の全事業と財産を承継
- ・平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、 同年4月から「農地中間管理機構」の指定を受け、農地中間管理事業を開始
- ・さらには、園芸農業の拡大を図るため、県及び関係団体等が一体となって、令和元年度から展開している「さが園芸888運動」において、当公社が事業主体となり、令和3年度から園芸団地の整備・運営にも着手など、社会情勢や農業情勢の変化等に対応し、当公社の事業の推進や体制の強化を図ってまいりました。



こうした取組みの結果、これまでの50年間で約2,500haを超える農地の売買を行ってきており、また、平成26年度からスタートした農地中間管理事業においては、令和2年度までの実績で4,900haを超える貸付実績となっているところです。

これもひとえに農業者の御理解をはじめ、県、市町、農業委員会及び農業団体など関係者の皆様の御支援、御協力の賜であり深く感謝申し上げます。

農業情勢が厳しい中で、将来にわたって安定的でかつ発展していけるような農業経営を 実現していくためには、高い経営力を持つ担い手を育成し、農地を集積・集約していくこと が極めて重要となっています。当公社では関係機関・団体とこれまで以上に連携を図りなが ら、その役割を果たしていく所存でありますので、皆様方のさらなる御支援、御協力をお願 いいたします。

この記念誌は、これまでの50年の経過と実績を整理したものであり、公社事業の一層の 御理解と推進に御活用いただければ幸いに存じます。

公社設立の背景と経過

昭和36年に制定された農業基本法では、当時、農業と他産業との間で生産性及び従事者の生活水準の格差が生じていることから、その格差是正のため、国の重要施策の一つとして法第2条で「農業経営の規模拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化を図ること」とされ、我が国農業の宿命であった零細分散錯圃という農地の保有形態を、より効率的に農業生産が展開できるよう推進していくこととなった。

その具体的な施策として、昭和45年に農地法が改正され、農地等の流動化を阻害している諸規制を大幅に緩和するとともに、農地保有の合理化を促進するため、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が農地等を買入れ又は借入れ、一定期間保有した後、担い手農家に再配分(売渡し又は貸付け)する、いわゆる農地保有合理化促進事業が創設された。

この制度発足に伴い、本県では昭和46年6月30日に県、県農業会議、県農協各連の参加の下に、社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社の設立発起人会及び設立総会が開催され、同年7月13日付けで佐賀県知事から民法法人設立の許可を受け、同月15日付けで設立登記を完了した。

同月24日には佐賀県知事から農地保有合理化促進事業を行う法人としての指定を受け、これより記念すべき公社事業が第一歩を踏み出すことになった。

石炭鉱害対策について、平成14年度以降に発生する浅所陥没等の復旧(特定公害復旧事業)は、国の指定を受けた法人が行うことになり、平成13年12月14日付けで経済産業大臣の指定を受け、平成14年度から事業を開始した。

平成20年12月、約1世紀ぶり公益法人制度が見直され、公益法人制度改革三法が施行されたことから、 5年以内に新法人(一般法人又は公益法人)への移行が必要となった。

当公社の設立目的と使命を継承し、役割を果たしていくため、公益社団法人佐賀県農業公社への移行認定申請を行い、平成23年3月24日付けで佐賀県知事から公益認定を受け、同年4月1日付けで移行登記を完了した。

平成25年4月1日には、財団法人佐賀県青年農業者育成センターの全ての事業及び財産を承継する方法で統合し、新規就農者の確保・育成対策と連動した農地の集積等を進められるよう業務の拡充を図った。

平成26年3月、農地の貸借による担い手への集積・集約化を一層加速するため、農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、これまで実施してきた農地保有合理化事業に代わり、新たに、農地中間管理機構を核として、農用地等の貸借等を行う農地中間管理事業及び農地売買等特例事業が実施されることになった。

当公社は、同年4月1日付けで佐賀県知事から農地中間管理機構の指定及び公益目的事業として本事業に取り組むための定款変更の認定を受け、農地中間管理事業を開始した。

従来の農地の売買については、「農地中間管理機構」が行う「農地売買等特例事業」として、引き続き実施することとなった。

令和3年度からは、令和元年度から展開されている「さが園芸生産888億円推進運動」を加速するため、当公社が事業実施主体となり大規模園芸団地の整備・運営を行っている。

なお、平成12年までの経過については、既刊の「15年のあゆみ」及び「20年のあゆみ」、「30年のあゆみ」 に詳述されている。(資料編に参考掲載)



組織・機構の変遷

1. 社員と出捐額

県農業公社は、県、県農業会議、各農協連合会の8社員で発足し、その後加入要請を行った結果、全市町村、全農協の加入を得て75社員となったが、その後の市町村・農協合併等により、現在30社員で構成される。

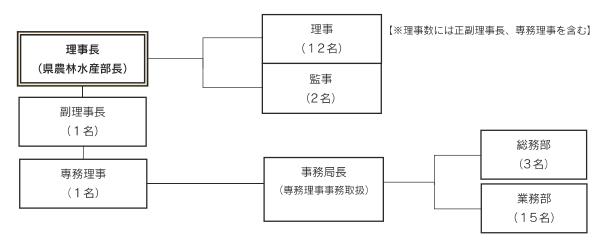
社員		発足時	現在(R3.6.1)			
位(貝)	加入数	出捐額 (千円)	加入数	出捐額 (千円)		
県	1	5, 000	1	10, 600		
市 町 村	_	_	20	5, 250		
県 農 業 会 議	1	50	1	50		
全国共済農業協同組合連合会	_	_	1	700		
県農業協同組合連合会	6	2, 500	2	800		
県 農 業 協 同 組 合	_	_	4	3, 620		
県土地改良事業団体連合会	_	_	1	100		
計	8	7, 550	30	21, 120		

2. 機構

県農業公社は、社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社として発足したが、平成20年12月の公益法人制度改革三法の施行により、平成23年4月、名称を佐賀県農業公社に変更するとともに、公益法人に移行した。

理事長は、発足当初は県知事であったが、平成16年度に見直され、県代表の理事である農林水産部長が 選任されている。

事務局は、発足当初3名の職員で業務を開始したが、事業・業務量の増加に伴い人員の充実が図られ、現在常勤役員を含め19名となっている。(令和3年10月1日現在)





○農業政策の変遷と農業公社の動き(平成13年度以降)

	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)
国・県の農政		◎「「食」と「農」再生プラン」公表(消費者に軸足を置いた農政展開) ◎「米政策改革大綱」決定(需要に応じた米生産の推進) ◎「バイオマス・ニッポン総合戦略」決定(地球温暖化防止等)	◎「食品安全基本法」制定(食品の安全の確保を総合的に推進)◎食糧事務所を農政事務所に改組	○WTO農業交渉枠組み合意○食糧法改正(計画流通制度の廃止、生産調整の見直し等)	 ○「食料・農業・農村基本計画」策定(品目横断的な政策への移行等) ○「経営所得安定対策等大網」決定(品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全対策が車の両輪) ○「中山間地域等直接支払制度」(第2期H17~21)
	○さが農業・農村ふれあい運動(H13~17) ○「さが21水田農業パワーアップ運動」(H13~17) ○佐城、佐賀みどり、さが東部の3JA発足	○大豆単収日本一	OJA伊万里市発足	○「佐賀県水田農業の基本方向」策定 ○「安全・安心さが園芸産地づくり運動」(H16~20) ○度重なる台風襲来で米の作況80	にする県民条例」制定
事業•関連事業			◎「構造改革特別区域 法」制定(農地リース方式による一般法人の農業参入が可能)		◎「農業経営基盤強化促進法」改正(農地リース方式による一般法人の農業参入が全国展開)
県農業公社	○「新たな農地保有合理 化事業推進プラン」 (H13~17)策定(5ヵ 年目標、買入430ha、 借入90ha) ○浅所鉱害復旧事業の 移管(事業実施法人の 指定(12/24)、基金 632,850千円造成) ○理事定員の増(15人以 内→16人以内)	○特定鉱害復旧事業の 実施(H14~) ○地方駐員、特定鉱害復 旧事業専任職員の設置 ○情報公開要綱、個人情 報保護要綱の制定	○米政策改革に伴う「新たな農地保有合理化事業推進プラン」(H13~17)の見直し ○理事長選任の変更(県知事→理事の互選)	○県退職職員の退職手 当の廃止	
	·買入(71.4ha) ·借入(10.2ha)	·買入(61.2ha) ·借入(17.5ha) ·特定鉱害(3地区)	·買入(69.9ha) ·借入(23.5ha) ·特定鉱害(1地区)	·買入(75.2ha) ·借入(22.2ha) ·特定鉱害(3地区)	·買入(68.8ha) ·借入(14.5ha) ·特定鉱害(3地区)

2001(平成13年度) ▶ 2010(平成22年度)

2006(平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)
◎ 「品目横断的経営安定 対策」実施	◎「水田·畑作経営所得安 定対策」実施(H19~ 21)			◎「食料·農業·農村基本 計画」策定(戸別所得補 償制度の導入等)
	◎「農地·水·環境保全向 上対策」実施(H19~ 25)			◎「戸別所得補償モデル対 策」実施H22~24)
	◎「米緊急対策」決定(政 府買入、非主食用処理)			◎「中山間地域等直接支 払制度」(第3期H22~ 26)
				◎東日本大震災発生
○「佐賀県『食』と『農』の振 興計画」策定 ○JAからつ発足 ○日照不足、台風13号の	○「魅力ある『佐賀の米・ 麦・大豆づくり』運動」 (H19~23) OJAさが発足	〇大豆単収日本一	○「さが園芸パワーアップ 運動」(H21~25) ○「さがびより」本格導入	○「さがびより」特A評価を 獲得(以降連続獲得更 新中)
潮風害等により米の作 況49、被害総額221億 円				
		◎「農地改革プラン」公表 (農地面積の減少抑制、 貧借を通じた農地の有 効利用等)	◎農地法改正(所有と利用 を分離し「農地の有効利 用」を軸として制度を再 構築等)	
○企業会計から公益法人 会計へ移行	○第3次農地保有合理化 事業推進プランの見直 し(5ヵ年目標、借入	◎「公益社団法人制度改 革関連三法」施行	○就業規則の改正(勤務 時間40時間/週→ 38.45時間/週等)	
○第3次農地保有合理化 事業推進プラン(H18 ~22)(5ヵ年目標、買入 375ha、借入75ha)	75ha→90ha)		30.43M(B)/2547	
○就業規則の改正(常勤 嘱託への準用、定年後 65歳までの再雇用)				
·買入(66.1ha) ·借入(7.2ha) ·特定鉱害(4地区)	·買入(62.2ha) ·借入(8.4ha) ·特定鉱害(1地区)	·買入(43.5ha) ·借入(10.9ha) ·特定鉱害(4地区)	·買入(57.7ha) ·借入(12.4ha) ·特定鉱害(1地区)	·買入(47.6ha) ·借入(-) ·特定鉱害(1地区)

	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014(平成26)	2015 (平成27)
国・県の農政	◎農業者戸別補償制度 (~H26) ◎6次産業化・地産地消 法の制定	◎青年就農給付金事業 (H24~28)	◎「農林水産業・地域の活力創造プラン」決定 (農業・農村の所得を今後10年間で倍増)◎経営所得安定対策	○農業経営基盤強化促進法○農業の多面的機能発揮促進法の制定	◎「食料・農業・農村基本計画」策定(農地中管理機構のフル稼働等) ◎総合的なTPP関連政策大綱 ◎「中山間地域等直接支払制度」(第4期H27~ R元) ◎「新たな経営所得安定対策」
殿 政	○「佐賀県『食』と『農』の 振興計画」策定			○さが園芸農業者育成対 策事業(H26~30)	○「佐賀県『食』と『農』の 振興計画2015」策定 ○県内初の高病原性鳥イ ンフルエンザ発生
事業・関連事業			◎農地中間管理機構関連法制定(担い手への 農地集積を進める画期的な手法として、県段階に農地中間管理機 構を設立等)		
	○「公益社団法人 佐賀県農業公社」への移行 ○公益社団法人への移行に伴う諸規程類の名称変更 ○倫理規定の制定		○ 側佐賀県青年農業者 育成センターを廃止 し、業務を農業公社に 移管 ○ 育成センターの業務移 管に伴う組織規程等 の改正、就農支援貸付 業務規程の制定	○農地中間管理機構の 指定 ○事務所移転(6/22佐 賀総合庁舎4階) ○農地中間管理事業評 価委員会の設置(4名) ○就業規則の改正(夏季 休暇の明文化、職員採 用に係る必要書類の 改正)	○マイナンバー法施行に 係る基本方針、規程の 制定
社	·買入(58.3ha) ·借入(-) ·特定鉱害(-)	·買入(71.3ha) ·借入(-) ·特定鉱害(2地区)	・買入(52.1ha) ・借入(-) ・特定鉱害(1地区) ・就農支援資金(10件) ・若い就農者(11件)	・買入(46.6ha) ・借受(202.0ha) ・貸付(68.4ha) ・管理(-) ・特定鉱害(1地区) ・就農支援資金(10件) ・若い就農者(6件)	・買入(54ha) ・借受(1,241ha) ・貸付(1,371ha) ・管理(-) ・特定鉱害(1地区) ・就農支援資金(3件) ・若い就農者(8件)

2013(平成25年度) ▶ 2020(令和2年度)

2016(平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)
◎TPP協定各国署名	◎農業競争力強化支援法 成立	◎ 環 太 平 洋 連 携 協 定 (TPP11)発効	◎日米貿易協定発効	◎日英EPA発効
□ TPPの承認案と関連法 案成立	 ◎農業次世代人材投資事 業(H29~)	◎日EU·EPA発効	◎新たな「食料·農業·農村 基本計画」策定	◎「中山間地域等直接支払制度」(第5期R2~6)
	*(120)	◎米生産調整の見直し(国 による県配分なし)	◎新型コロナウイルス感染 症の世界的大流行	
		◎主要農作物種子法廃止		
		◎豚熱発生(我が国では 26年ぶり)		
○大雪によりハウス倒壊な ど県内各地で被害	(きゅうり(武雄市))での	○国営筑後川下流農業水 利事業完工	 ○「佐賀県『食』と『農』の振 興計画2019」策定	│ ○佐賀県農業共済組合設 立
○夕マネギのべと病により 記録的な不作	研修スタート () 高病原性鳥インフルエ ンザ発生	○トレーニングファーム (ほうれんそう(佐賀 市)、トマト(鹿島市))で の研修スタート	○トレーニングファーム (いちご(白石町))での 研修スタート	
		O[いちごさん]デビュー	○「さが園芸生産888億円 推進運動」(R元~10)	
		◎農業経営基盤強化促進 法、農地法改正(共有者 不明農地を中間管理機 構に簡易な手続きで貸 付が可能となる制度の 創設等)	◎農地中間管理機構関連 法改正(人・農地プラン を中心とした農地集積 体制の構築、農地中間管 理機構の仕組みの改善 等)	○JAの農地利用集積円滑 化事業と農地中間管理 事業との統合一体化・一 括承継
● ○組織改正(参事職の新 設)		○組織改正(課長、係長の 新設)	○中間保有取組の拡充(担い手の確保・育成支援、5年間の中間保有) ○豪雨被害地区(大町町福母)農地の中間保有(約42ha) ○有資力炭鉱の浅所陥没等の事業対象追加	○農地売買等特例事業の 手数料改定 (1%→1.5%) ○臨時社員総会で定款変 更を承認(園芸団地整 備·運営事業) ○就業規則の改正(夏季休 暇3日→5日)
・買入(63.8ha) ・借受(38ha) ・貸付(379ha) ・管理(-) ・特定鉱害(1地区) ・若い就農者(3件)	・買入(59.7ha) ・借受(677ha) ・貸付(694ha) ・管理(0.2ha) ・特定鉱害(2地区) ・若い就農者(6件))	・買入(50.7ha) ・借受(714ha) ・貸付(744ha) ・管理(0.2ha) ・特定鉱害(-) ・若い就農者(8件)	・買入(56.8ha) ・借受(624ha) ・貸付(599ha) ・管理(42ha) ・特定鉱害(-) ・若い就農者(1件)	・買入(53.7ha) ・借受(1,105ha) ・貸付(1,241ha) ・管理(3ha) ・特定鉱害(2地区) ・若い就農者(7件)



最近の トピックス

農地中間管理事業の中間保有機能を活用し農地を集約化した事例 ~災害からの営農再開~(大町町福母地区)

大町町福母地区は、令和元年8月末の記録的な豪雨により、農地の大規模冠水が発生し、農業機械の損失や農地への工場油流入被害を受けた。

営農再開に向けて協議する中で、町と機構が連携して地元に対し

- ・機構が農地を借り受けて保全管理をすることで荒廃を防ぐこと
- ・将来の農地の集約化を見据えて地域全体の農地の賃料の統一

を提案した。

地域の話合いで耕作者と地域が合意したことから、被災農地を機構が借り受けて保全管理しながら油の分解・除去をすることで、優良農地の荒廃を防ぐことができ、担い手の営農再開にあわせて農地を転貸することができた。

将来の集約化を踏まえて、地域全体の農地の賃料を統一したことにより、今後は、耕作者と町が一体となって作成した「農地流動化計画」を基に耕作者を変更しながら農地を集約していくこととしている。

町・県・公社など関係機関が連携して、災害を契機に担い手への農地の集積・集約化に取り組んだ事例である。

機構活用面積(借入·転貸)··42ha







農地中間管理事業の中間保有機能を活用し農地を集約化した事例 〜新規就農者のための就農地確保〜(白石町)

トレーニングファーム研修生の就農地を確保するため、白石町等関係機関との連携によって令和 2 年 6 月 1 日から約 1.3ha の農地を中間保有した。

中間保有農地に、いちごハウスを設置し令和 3 年 4 月 1 日よりトレーニングファーム研修修了生 3 名に 転貸した。

機構が農地を中間保有するため、新規就農者の就農のタイミングで農地を転貸することができることから、白石町園芸振興並びに新規就農者の就農支援施策との連携によって、担い手(認定新規就農者)に農地を集積・集約した事例である。







農地中間管理事業の中間保有機能を活用し農地を集約化した事例 ~園芸団地のための農地確保~(嬉野市)

嬉野市の園芸団地構想によって、令和3年4月1日から機構が約5.1haの農地を中間保有している。 令和3年度から農地耕作条件改善事業によって基盤整備を行い入植者の決定後、まずは1区画でハウス を建設しトマトのトレーニングファーム研修修了生へ転貸予定である。

機構が園芸団地農地を中間保有するため、入植者の就農のタイミングで農地を転貸することができることから、嬉野市の園芸振興並びに新規就農者の就農支援施策と連携し、担い手(認定新規就農者など)への農地の集積・集約化に取組んでいる事例である。







農地中間管理事業・農地売買等特例事業を活用し耕作放棄地を含む 農地を和牛の放牧繁殖用へ大規模に整備された事例 (鹿島市古枝・七開地区)

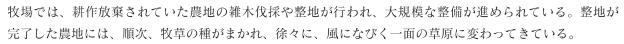
鹿島市では、令和3年5月に中山間地域の古枝・七開地区に広がる水田やミカン園の荒廃地を再生・活

用するために、全国で農業ビジネスを展開している「トゥルーバアグリ(株)」のグループ企業である「トゥルーバファーム佐賀(株)」と進出協定が締結された。

トゥルーバグループは、すでに大分県において、放牧里山再生事業(周年親子放牧事業による和牛の繁殖と肥育の一貫経営)に取り組んでおり、このノウハウを活かして、

鹿島市においても「耕作放棄地の解消」と「繁殖肥育地域内一貫体制の構築」を目指した、約 19 ヘクタールの農地の整備が進んでいる。

現在、トゥルーバファーム佐賀(株)七開



また、放牧牛の給餌を行うための簡易牛舎も完成し、令和4年2月には、第1号となる牛たちが導入され、 春には、大草原に牛たちが悠々と草を食む姿が見られる予定である。

今回の農地については、農地中間管理事業・農地売買等特例事業が活用されており、まず、売買では、 鹿島市農業委員会から「あっせん調整が整った」案件ごとに、これまで4回に分け、約14.3 ヘクタール分 について、地権者35名から農地を買入・トゥルーバファーム佐賀㈱へ売渡しが行われた。また、相続登 記などの手続きを要する3名の土地約1.6 ヘクタールについて、農地中間管理事業を活用し、利用権を設 定してトゥルーバファーム佐賀㈱への貸付を行っており、地域の耕作放棄地の解消が図られた事例である。





資料編

1 農地売買等事業の推移 (S46-R2)

(単位:件、ha)

					-		-	-								***			(+12	: 1+\ na)
区分				5	売			T							貸	借				
		農	地			未墾	地			そり	の他	!		農	地		未多	垦地		計
	買	入	売	渡	買	入	売	渡	買	入	売	渡	借	入	貸	付	使用	貸借		
年度	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
46	15	5.9	7	3.5	20	17.9							3	1.2	4	1.2			49	29.7
47	45	14.4	26	8.9	130	53.3							10	4.8	11	4.8			222	86.2
48	99	27.5	48	18.5	236	91.1	17	9.1					11	5.9	9	5.9			420	158.0
49	87	25.7	59	25.4	171	63.2	30	63.9					4	9.1	7	9.1			358	196.4
50	36	16.4	61	30.3	160	38.8	17	8.6					4	1.1	3	1.1			281	96.3
51	28	12.0	26	11.5	174	51	58	34.1					4	1.6	4	1.6			294	111.8
52	40	20.4	32	20.8	70	25.3	125	40.9					4	1.4	6	1.4			277	110.2
53	73	28.4	51	24.2	29	4.8	75	42.3					12	4.3	18	4.3			258	108.3
54	54	23.9	54	26.8	56	19.7	224	58.1					23		23	9.4			434	153.4
55	85	29.1	54	19.4	38	16.7	136	61.0					17		23	13.7			353	155.2
56	178	47.6	185	53.0	1	0	53	29.9					36		46	27.4			499	178.4
57	229	61.0	175	45.5	2	5.3	19	6.8					43		47	21.1			515	161.5
58	208	60.3	192	49.4	_		12	1.8					35		44	22.7			491	158.0
59	199	53.2	211	54.3			18	13.7					46		54	29.2			528	177.0
60	282	57.1	273	65.6			34	21.3					43		49	28.4			681	200.8
61	237	59.2	241	61.2			01	21.0					47	25	47	24.8			572	170.2
62	202	54.5	206	55.4									53		54	33.9			515	177.7
63	290	56.2	183	46.6									65		65	42.4			603	187.6
平元	363	69.3	172	47.6	23	7							56		58	33.9	17	4.8	689	196.5
2	245	60.2	152	45.9	21	12.3							58		59	37.3	11	8.9	546	201.9
3	102	31.7	120	38.2	42	14.4							49		58	36.5	49	18.1	420	175.4
4	112	32.9	89	28.5	88	25.5	10	4.7	2	1.2			38		39	22.2	66	17.5	444	154.7
5	99	31.2	164	77.4	57	7.2	22	28.7		1.2			37		35	20.8	- 00	17.0	414	186.1
6	137	49.8	127	42.8	53	5.3		20.7					34		35	22.4			386	142.7
7	122	41.6	116	40.9	102	21.7	8	3.2					20		20	7.5			388	122.4
8	137	65.4	138	56.5	40	13.8	10	14.2			2	1.2	29	_	24	12.8			380	176.7
9	158	63.5	145	62.0	12	1.5	34	13.1				1.2	23		26	17.8			398	175.7
10	186	72.3	172	72.2	'-	1.0	94	44.7					35		34	14.8			521	218.8
11	192	69.4	179	69.0	19	3.9	5	3.9					35		32	17.0			462	180.2
12	221	96.5	208	92.9	2	0.8	2	0.8					34		41	22.3			508	235.6
13	179	71.4	166	70.5	_	0.0	_	0.0					32		25	10.2			402	162.3
14	149	61.2	136	57.4									37		34	17.5			356	153.6
15	172	69.9	195	86.5									52		49	23.5			468	
16	177	75.2	173	71.1									48		47	22.2			445	
17	146	68.8	152	75.1									36		35	14.5			369	172.9
18	160	66.1	152	68.8									16		16	7.2			344	149.3
19	121	62.2	134	68.6									14		8	8.4			277	147.6
20	121	43.5	117	44.0									21		21	10.9			280	109.3
21	153	57.7	135	56.3									24		15	12.4			327	138.8
22	144	47.6	140	48.9										/					284	96.5
23	151	58.3	140	56.3															291	114.6
24	181	71.3	181	72.8															362	144.1
25	122	52.1	117	51.9															239	104.0
26	123	46.6	120	48.5															243	
27	147	54.0	130	53.7															277	107.7
28	122	63.8	115	60.6															237	124.4
29	132	59.7	125	63.2															257	122.9
30	130	50.7	113	46.0															243	
令元	127	56.8	125	59.2															252	116.0
2	125	53.7	111	50.7															236	
累計				2,504.3	1,546	500.5	1,003	504.8	2	1.2	2	1.2	1,188	674.7	1,225	674.5	143	49.3		7,437.7
		,		4																1 4 1 5 5 5 5

2 農地保有合理化関連事業【集合的利用権等調整事業】(S58-H9)

指定			地区内農用地 (ha)					
年度	市町村名	地区名	構成員数	田	畑	樹園地	計	
	伊万里市	黒川町牟田	21	23	10		33	
	鹿島市	浅浦	124	37	5	24	66	
	東脊振村	下石動	58	50	2	13	65	
S58	東与賀町	下飯盛	41	68			68	
	牛津町	乙柳	24	39	1	1	41	
	肥前町	新木場	68	60	38	42	140	
	6	6	336	277	56	80	413	
	小城町	船田	17	20	1.0	1	22	
	玄海町	値賀川内	47	28	3.0	26	57	
S59	西有田町	本村	82	46	3.0	27	76	
	福富町	北区	75	94	1.0		95	
	4	4	221	188	8	54	250	
	上峰村	下津毛	34	33	6		39	
S62	鎮西町	八床	29	13	14	9	36	
	2	2	63	46	20	9	75	
	上峰村	江迎	22	14			14	
S63	白石町	新拓3号	22	45			45	
303	有明町	有明3A	29	55			55	
	3	3	73	114	0	0	114	
	東与賀町	中飯盛	37	43			43	
H1	江北町	正徳	19	23	1		24	
	福富町	六府方	29	39	6		45	
	3	3	85	105	7	0	112	
	三日月町	長神田	23	36	1		37	
H2	鹿島市	伏原	49	33	1	9	43	
	2	2	72	69	2	9	80	
	鎮西町	早田	18	12	22	10	44	
H3	福富町	南区	35	57	2		59	
	2	2	53	69	24	10	103	
	大和町	久留間	34	37	2	1	40	
	上峰町	碇	15	17			17	
H4	白石町	三町	25	44			44	
	有明町	廻里	55	97	2		99	
	4	4	129	195	4	1	200	
	上峰町	共柳	18	24			24	
H6	有明町	六ケ里	25	42	2		44	
	2	2	43	66	2	0	68	
	東与賀町	大野三区	53	66			66	
H9	有明町	西道免	29	35			35	
	2	2	82	101	0	0	101	
累計	30	30	1,157	1,230	123	163	1,516	

3 農地保有合理化関連事業【高生産性農業構造確立流動化対策事業 (農地流動化助成金、高生産性農業構造確立推進費、連坦化助成金)】 (S63-H6)

年度	件数(件)	面積 (ha)	助成金 (千円)
S63	1,138	504.7	112,355
H1	1,206	505.1	106,361
H2	973	421.3	74,539
Н3	1,000	467.1	73,242
H4	173	96.1	18,752
H5	9	9.1	1,995
H6	18	14.6	1,841
累計	4,517	2,018.0	389,085

4 農地保有合理化関連事業 【農作業受委託促進特別事業(受託料前払い)】(H2-H15)

	件数(件)	面積 (ha)	貸付額 (千円)
H2	5	37.4	19,180
Н3	14	400.9	316,500
H4	7	136.6	154,338
H5	16	242.2	332,166
H6	6	60.8	65,820
H7			
Н8	4	29.2	24,600
Н9	3	51.1	53,100
H10			
H11	3	35.8	31,500
H12	3	23.4	14,000
H13	2	13.4	17,700
H14	2	13.7	15,000
H15	1	4.5	5,000
累計	66	1,049.0	1,048,904

5 農地保有合理化関連事業【土地利用型大規模農業経営育成事業等】 (H2-H13)

事 業 名	開始年度	件数(件)	面積 (a)	貸付額 (千円)
土地利用型大規模経営	H2	17	929.0	1,516
育成モデル事業	НЗ	21	1,597.0	2,646
(経営規模拡大助成金)	H4	10	918.0	1,350
	H5	50	3,327.0	4,699
土地利用型大規模経営	Н6	33	1,622.0	2,449
育成事業	H7	11	735.0	699
(大規模経営体助成金) 	Н8	19	1,296.0	1,627
	H9	36	2,286.0	3,757
	H10	33	2,520.0	3,304
土地利用型大規模農業経営 育成事業	H11	30	1,668.0	2,428
(大規模農業経営育成助成金)	H12	63	4,218.0	6,097
	H13	16	988.5	1,644
計		339	22,105	33,732

6 農地保有合理化関連事業【農地保有合理化総合推進事業】 (H11-H13)

指定年度	市町村名	地区名	構成員数	地区内農用地 (ha)					
旧化十尺	בר הרשיוו	1510年	一門以貝女	田	畑	樹園地	計		
	東与賀町	中飯盛	21	40			40		
H11	塩田町	馬場下	50	27	3		30		
	2	2	71	67	3	0	70		
	鳥栖市	儀徳町	24	35	3		38		
H12	武雄市	中野	56	40	5		45		
	2	2	80	75	8	0	83		
H13	有明町	坂田	40	47	9		56		
1113	1	1	40	47	9	0	56		
累計	5	5	191	189	20	0	209		

7 農地保有合理化関連事業【農業用機械・施設リース事業】(H12-H23)

採択年度	市町	機械・施設種類	リース料(千円)	助成金(千円)	リース期間
H12	富士町	コンバイン (3条刈)	5,484	2,892	12~16
H13	大町町	乗用管理機	3,985	1,989	13~18
	石字MT	トラクター (33PS)	3,741	1,869	14~19
H14	福富町	大豆コンバイン	7,645	3,820	14~19
	有明町	コンバイン (5条刈)	11,814	5,905	14~19
H15	吉野ヶ里町	いちごハウス	14,876	6,529	15~21
H16	佐賀市	トラクター (65PS)	6,977	2,412	16~22
пю	小城市(牛津町)	コンバイン (4条刈)	6,840	3,415	16~20
H17	白石町	コンバイン (4条刈)	7,484	3,739	17~21
H18	小城市	コンバイン (5条刈)	9,742	4,869	18~22
H19	江北町	乗用管理機	3,966	1,983	19~23

8 農地中間管理事業 (H26-R2)

区分	借 (出し手農家	受 k → 公社)	貸 (公社 → 受	付 け手農家)	管 理
	出し手数 (経営体)	面積 (ha)	受け手数 (経営体)	面積 (ha)	面積 (ha)
H26年度	31	32	11	32	0
H27年度	1,703	1,407	192	1,410	0
H28年度	352	191	66	191	0
H29年度	872	677	150	694	0
H30年度	874	714	163	744	0
R元年度	920	624	153	599	42
R2年度	1,576	1,105	443	1,241	3

9 就農支援資金貸付事業等 (H25-R2) 【就農支援資金償還管理事業】

年度	ļ	期首貸付	本	年度貸付	本	年度償還	ļ	期末貸付
4.这	件数(件)	效(件) 残高 (円)		貸付 (円)	件数(件)	償還額 (円)	件数(件)	残高 (円)
H25	131	106,173,000	10	6,000,000	91	25,340,000	121	86,833,000
H26	121	86,833,000	10	6,000,000	79	17,677,000	98	75,156,000
H27	98	75,156,000	3	1,800,000	68	19,577,300	79	57,378,700
H28	79	57,378,700	0	0	52	8,996,700	64	48,382,000
H29	64	48,382,000	0	0	50	9,273,000	50	39,109,000
Н30	50	39,109,000	0	0	41	13,935,000	40	25,174,000
R元	40	25,174,000	0	0	33	5,179,000	36	19,995,000
R2	36	19,995,000	0	0	36	10,656,000	22	9,339,000

【若い農業者就農促進事業】

		/tl 4th	370 A 12 14 PET	/		
区分	対象市町	件数	資金貸付額	償還減免額 (50%)	内県補助金 (40%)	内市町補助 (10%)
		件	千円	千円	千円	千円
H25	佐賀市 他7市町	11	17,040	8,520	6,816	1,704
H26	伊万里市 他4市町	6	7,200	3,600	2,880	720
H27	唐津市 外4市町	8	10,800	5,400	4,320	1,080
H28	唐津市	3	3,600	1,800	1,440	360
H29	佐賀市 他3市町	6	5,830	2,915	2,332	583
H30	佐賀市他5市町	8	14,142	7,071	5,657	1,414
R元	白石町	1	1,200	600	480	120
R2	唐津市 他4市町	7	10,050	5,025	4,020	1,005

10 特定鉱害復旧事業 (H14-R2)

	市町	地区名	被害物件及び被害内容	工事費(円)	確認日	工事完了
	相知町	高 倉	宅地 [陥没孔:幅1.0m×1.0m.深さ2.0m]	455,000	H14.10.30	H15.3.25
H14	16 74 ല	坊中	宅地 [陥没孔:幅0.5m×0.6m.深さ2.0m]	200,500	H14.11.18	H15.3.25
	北方町	 西 杵 	宅地 [陥没孔:幅1.0m×1.0m.深さ4.0m]	3,195,000	H15.3.27	H15.5.22
	計	3 地区		3,850,500		
H15	厳木町	巻 木	宅地 [陥没孔:幅4.0m×6.0m.深さ4.0m]	1,403,000	H15.12.3	H16.2.15
	北方町	 掛 橋 	宅地 [陥没孔:幅0.5m×0.5m.深さ0.4m]	527,000	H16.8.10	H16.10.27
H16	唐津市	相知町(尾部田第1地区)	町道 [陥没孔:幅7.0m×3.6m.深さ2.8m]	1,442,000	H16.10.25	H17.3.25
		相 知 町 畑 (尾部田第1地区) [陥没孔:幅1.4m×1.1m.深さ1.1m]		13,000	H16.10.25	H17.3.25
	計	3 地区		1,982,000		
	多久市	中多久二区	宅地 [陥没孔:幅0.8m×0.8m.深さ1.5m]	700,000	H17.7.21	H17.10.6
H17	伊万里市	東山代町 (大久保)	畑 [陥没孔:幅1.5m×2.0m.深さ3m以上]	97,000	H17.7.6	H18.3.2
	アルチロ	波 多 津 町 (木 場)	田 [陥没孔:幅3.7m×4.7m.深さ3m]	1,604,000	H17.8.1	H18.2.15
	計	3 地区		2,401,000		
	唐 浄 士	厳 木 町 (本 山)	宅地 [陥没孔:幅0.3m×0.3m.深さ1.2m]	293,000	H18.8.4	H19.3.26
	唐津市	相知町 (坊中)			H18.10.30	H19.3.27
H18	伊万里市	山 代 町 (久 原)	鉄道用地 [陥没孔:幅1.2m×1.6m.深さ1.9m以上]	17,426,000	H18.1.27	H19.3.28
	武雄市	北 方 町 (大 崎)	田 【古洞水に起因した湧水による効用阻害】	3,330,000	H18.4.7	H18.6.21
	計	4 地区		21,248,000		
H19	伊万里市	山 代 町 (楠 久)	宅地 ボーリング調査費 [陥没孔:幅4.4m×4.6m.深さ2.0m]	8,721,000	H19.11.13	H19.11.30

	市町	地区名	被害物件及び被害内容	工事費(円)	確認日	工事完了
	多久市	北多久町	宅地 [陥没孔:幅1.0m×1.2m.深さ0.8m]	990,000	H20.4.14	H20.7.2
	2 X 11	(新栄地区)	宅地 [陥没孔:幅0.3m×0.3m.深さ0.6m]	990,000	H20.4.25	H20.7.2
H20	伊万里市	東山代町 (大久保地区)	宅地 [陥没孔:幅1.2m×1.4m.深さ0.6m]	366,000	H20.7.25	H20.12.22
	唐津市	厳 木 町 (本山地区)	宅地及び里道 [陥没孔:幅2.0m×2.0m.深さ7.0m]	919,000	H21.1.9	H21.3.27
		相知町(長部田地区)	宅地 [陥没孔:幅1.1m×0.8m.深さ2.6m]	872,000	H21.1.23	H21.3.27
	計	4 地区		3,147,000		
H21	多久市	北 多 久 町 (高木川内)	田 ボーリング調査費 [陥没孔:幅1.0m×1.0m.深さ1.5m]	3,305,000	H22.1.12	H22.3.31
H22	唐津市	厳 木 町 (浦 田)	畑 [陥没孔:幅0.9m×1.4m.深さ2.6m]	459,000	H23.1.27	H23.3.30
	伊万里市	山 代 町 (楠 久)	宅地 [陥没孔:幅0.6m×0.6m.深さ2.7m]	957,000	H25.1.10	H26.2.4
H24	武雄市	北 方 町 (西 杵)	公共用地 [陥没孔:幅3.0m×3.0m.深さ1.0m]	1,096,500	H25.2.27	H25.12.10
	計	2 地 区		2,053,500		
H25	唐津市	厳木町浪瀬 〔樫原地区〕	家屋等 (土留) 土留擁壁 亀裂4ヵ所、沈下	11,728,596	H25.7.19	H27.1.9
H26	唐津市	北波多岸山 〔井川谷地区〕	宅地 [陥没孔:幅4.0m×4.0m.深さ2m]	688,900	H26.8.8	H27.3.31
H27	唐津市	相 知 町 (尾部田)	・農地等 (畑) の陥没被害 ・幅1.2m×0.8m×深さ2m	363,000	H27.2.27	H27.8.20
H28	唐津市	相知町 (長部田)	・農地等 (畑) の陥没被害 ・幅1.8m×1.08m×深さ5m	1,290,000	H27.11.9	H29.3.31
	武雄市	北 方 町 (西杵地区)	農地等 (畑) の陥没被害 【幅0.3m×0.3m×深さ1.6m】	64,800	H28.12.27	H29.7.31
H29	武雄市	北 方 町 (西杵地区)	農地等 (畑) の陥没被害 【①幅0.4m×0.4m×深さ0.5m】 【②幅0.6m×0.4m×深さ0.5m】	588,600	H29.6.9	H30.2.2
	計	2 地区		653,400		
H30						
R元						
	武雄市	北 方 町 (西杵地区)	個人宅地(庭)の陥没被害 【幅1.2m×1.4m×深さ0.5m】	275,000	R1.11.21	R2.9.11
R2	多久市	北多久町地区	法人宅地の陥没被害 【幅4.2m×5.2m×深さ0.3m】	2,344,100	R1.11.21	R2.9.30
	計	2 地区		2,619,100		

○ 歴代役員 推移

		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
理事長	県 知 事			池田	直	(46	.7~54	.4)						香	月 熊	雄 (54	4.5~	H3.4)	
理事長	生産振興部長																		
副理事長	県農林部長	香月 (46.7		宮崎7) (48.8	善吾 ~50.1)			正木	裕美	(50.	5~58	3.5)			京口 - 8.5~(中西 † 1.5~l	
"	市長会長																		
"	町村会長				持永	秋雄	(46.7	~56.	5)				i	西村	寿雄	(56.5	~63.	5)	
"	県 農 協中央会長	松園 春 (46.7~47			伝治 ~49.10)			楠	勇	(50.5	5~58	.2)			久野	=-	(58.	2~H1	.6)
専務理事	県・学識 経験者等	中川	光(4	-6.7~	50.5)	1	上 5~52.5)		Д	口豊	豊彦 (52.5	~58.5))	F	中川 爿	ć (5	3.5∼ŀ	H1.5)
理事	県総務部長			村 晟 5~49.			l 守一 5~52.5)	大/ (52.	田 耕油 5~54.	_		井本 5.5~5			也 洌 5~60.5		田 朋 D.5~6		鳥越 善弘
"	県農林部 次長・副部長	池田 武生 (46.7~47.5		巻 万 7.5~5			中川 0.5~5		吉松寅男 (53.5~54.5			京口 · 5.5~5		中西彬 (58.5~59		大茂雄 5~61.5)	福田 引(61.5~62		中 實 5~H1.5)
"	県担当課長	(l 光) ~50.5	5)		賀正夫) 5~52.5)	1 '	· 注 2.5~5			中西 カ 5.5~!			福田 3.5~6		古田 5		谷 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
"	県農村整備 課 長																		
"	県農山漁村 課 長																		
"	市長会長		宮	田店	总雄 (∠	16.7~	-54.5)				瀬戸 (54.5	i 尚 ~58.	5)			島 剛 5~62.	5)		
"	市長代表										【伊万里 ~58.5				正美【多 8.5~	3久市長) 61.5)		昇【多》 .5~H	久市長】 1.12)
"	県農業会議 会 長	鍋島 直紹 (46.7~47.6				村岡	英二	【副会	長~会	:長】(47.6~	-H1.1)						
"	県 信 連 会 長		5田 5 .7~49				木均	家 常	進 (49	9.5~	58.2)				山 成 2~61			副島	哲次
"	県経済連 会 長	橋本輝 海(46.7 ~46.11)	佐藤 位 (47.5~4		.8~50.5	(50.5	[八束 会長] 5~52.5)		佐々 (52.5·	木 原~H6.									
"	県 酪 連会 長		田 孝 .7~49	9.5)		道 山田 (50.5·	孝義 ~52.2)												
"	農協連絡協議会長	(46.7	i 実雄7~48.	7) ^{煙(40} ~49.	.8 5)		成人	(49.5	5~55.	5)		藤 5~58			章 栄養 2~61			F山 / 1.5∼ŀ	
"	農協代表	【五日	に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	協長】	[_	生々木 上場農† 9.5~!	協長】												
"	県 土 地改 良 連																		
監事	県出納長		森 一 5.7~4			相戶	良 勝太	· `					長沼閣 (56.5~	富士夫 ~60.5	5)			古店	藤 浩
"	町 村 長代 表							【玄	田 寅月 海町長 5~54.	j		日高	· 一男 (55.5						
"	県共済連会 長																		
"	県 信 連																		
"	県 農 業協同組合専務理事																		

H元 2 3 4 5 (6 7 8	9 10 1	11 12	13 14	1 15	16 17	7 18	19	20	21	22
	井本 勇(3	.4~14.4)			古川 康 14.5~16.4)						
正嶋 輝彦	(6.5~6.12)						 暉宏 5∼19.4)		鵜池 19.5~)
田中 實(1.5~5.5) 株田重人 (5.5~6.5)	近藤 薫二 (7.1~9.5)	馬場 昌平 (9.5~11.9)	島 毅 (11.9~13.3)	井上 邦彦(13.4~15.3							
			,	<u> </u>		横尾 【多久 (16.5~	市長】	【居	原 允良		樋口久俊 鹿島市長] 22.5~23.4)
大渡 鐵郎 (63.5~H7.5)		松和	本 和夫 (7.5~18.	4)		江口善巳 (18.5~19.4)		江頭 (19.5~		
大塚 清次郎 (1.12~7.	10) 山田豊 (8.1~9.5)	江口房男 (9.5~10.5) 宮原	岩政(10	.5~15.3)	中野	野 吉實	(15.4	-~23.4	1)	
中西 彬人(1.6~5.3) 八谷	臨 (5.3~9.7)	島 毅 野口武男 (9.8~10.5) (10.5~11.5)	北川	行俊 (1	1.5~17.4	1)	徳永	和彦(17.5~	23.4))
(63.5~ 木挽 孝紀 宮原 利弘 H2.5) (2.5~4.5) (4.5~6.5)	世 近 (6.12~9.5)	松尾 正 (9.5~12			吉野 健 (14.4~16						
野方良輔 八谷 臨 八谷 臨	馬 □ 島 毅 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(島 毅) (野口武男) (9.8~10.5) (10.5~11.5)		暉宏(12.5~16	5.4)					
近藤 薫二 野口 武男	島 毅 伊東 康博 6.5~7.5) (7.5~9.5)	早田四郎 西村 靖 (9.5~10.5) (10.5~11.5)	澤野 月 (11.5~1	五 4.4) (野村 知 ² 14.5~17		松 孝明 '.5~19.4)	御厨	秀樹 (1	9.5~2	23.4)
					雪地 勝 5 4.5~16.4)	B蔵寺博 牟F 16.5~17.4) (17.5	日香 鐘ヶ江 幸博 ~18.4) (18.5~	北島秀行 (19.5~20.4)			
'							,		宮崎敏行 (20.5~21.4) (青山 1 (21.5~	
竹内 通教 (62.5~H6.5)	西村 正俊 (6.	5~11.5)		善三郎 ~15.4)	横尾· (15.5~			1			
百崎 素弘【多久市長】(1.12~9.10)	横尾	《 俊彦【多 (10.5~)					松本	茂幸(1	9.5~2	23.4)
池田 文夫 (1.6~15.4)					松l (15.	─── 田 孝雄 5~18.4	山[) (18.5	」 三 5~20.4)		那 修 5~23	
(61.5~H6.10)	福田	徳久 (6.10	0~14.3)	藤田]			JII 則昭 7.5~19.4)	(才田 19.5~	安俊 23.4))
	江口 房男 (6.10~9.5)	安西 萬	亀男 (9.5	~15.4)	田中義隆(15.5~16.4) 覚 ~19.4)	(*	森 嘉19.5~		
					_						
	副島 哲次 宮原夫 (6.10~8.5) 8.10 ~9.5)	久富	高次 (10	.5~15.4	l)	野口	好啓	(15.5	~)		
	,										
正木 裕美(4.5~		野方 良輔【	専務理事】	(8.5~16	.4)		正俊【会 .5~20.4		田中 源 (20.	一【副 5~23	
(60.5~H4.5) 福島善三郎 (4.5~6.5)	宮原 利弘 (6	6.5~11.9)	檜垣南 (11.9~		.崎 昭宣 .4~16.4)			1			
碇 覚介【東与賀町長】 (61.5	~H12.4)		JIIĒ	副綾男【ク	久保田町長	(12.5	~19.4)	1	英雄【 19.5~		
	勘三~8.12)	中野 吉實【副部(9.5~12.3)	公人 【全共済	·野 吉實 連運営委員副 2.4~15.3	池田 覚 会長】 (15.4~ 16.4)	森 (全共済連運営 (16.5~	(委員副会長)				
	,				, , , , , ,	, ,,,,	/			· 正元 5~23	
								中島 進 (19.5~ 20.4)			

		H23	H24	H25	H26	H27
理事長	県農林部長	小野原虎彦(H	H23.5~25.5)		古賀 俊光	(H25.6~29.5)
副理事長	市代表					松本 茂幸
専務理事	県・学識経験者等	實松 孝明 (名	23.5~25.5)		小野原虎彦	(H25.6~29.5)
理 事	町代表	江頭 正則【	【吉野ヶ里町】(H2	23.5~H25.5)		多良 正裕
"	県担当課長		溝口 宜彦	(H23.5~27.3)		池田 宏昭 (H27.4~28.3)
"	農山漁村課長	青山 (H24.4	健治 ~25.4)	ЩП	武彦 (H25	.4~28.3)
"	県農業会議会 長	馬郡 修 (H23.5~24		津 和正 1.8~26.5)		
"	佐賀県農業 協同組合中央会 専 務 理 事	末次 豊春 (H23.5~26.5)			
"	佐賀県農業 協同組合 常 務 理 事	水田 徳美 (H23.5~ 23.7)	I昭 (H23.8~)		吉村 哲夫	(H26.6~30.5)
"	佐賀県主食集荷 商業協同組合 理 事 長 県酪連会長					
"	学識経験者等					平野 泰造
"	学識経験者等					
"	学識経験者等					
"	学識経験者等					
"	学識経験者等					
監事	佐賀県土地改良 事業団体連合会 専 務 理 事	宝蔵寺 博 (H23.5~24.5)		古川繁樹	(H24.6~2	8.5)
"	佐賀県信用農業 協同組合連合会 理 事 長	川島 勝彦((H23.5~26.7)			堤 秀幸

H28	H29	H30	R元	R2	R3
	御厨 秀樹 (H29.6~R元.5)	 池日 	日 宏昭 (R元.6	i~)
【神埼市】 (H2	3.5~)				
		古賀 俊	光 (H29.6~)	
【吉野ヶ里町】	(H25.6~30.5)	伊東健吾	(吉野ケ里町) ((H31.6~)
永渕 和浩 (H	H28.4~30.3)				
中村 義光(H	H28.4~30.3)				
坂井	‡	6~R3.5)			山口友三郎 (R3.6~)
古貨	置 孝博 (H26.6	ô~)			
			大隈 博義	(H30.6~)
	百武 政文	(H26.4~))		
【農業・前佐賀県	指導農業士会会:	長】 (H26.4~	R3.5)		
					馬場 豊輝 【農業・小鹿ファーム代表】 (R3.6~)
		光吉康恒	専 【農業・佐賀 (H30.6~R3.5)		田中 義生 【農業·佐賀県農業士】 (R3.6~)
		友田 勢士	【農業・佐賀県青	 5年農業士】(H3	0.6~)
					ーノ瀬美佐子 【農業委員】 (R3.6~)
	副島 孝文 (H)	28.6~R3.5)			髙田 俊行 (R3.6~)
(H26.8∼R2.5)			副島浩一郎 (R2.6~3.5)	材木 洋幸 (R3.6~)

事務局体制の変遷 (常勤役員含む)

年次		昭和46(設立)	47	48	49	50
専務理事	市效田市		中川 光	中川 光	中川 光	古賀 正夫
子物理事	1	(農政企画課長)	(農政企画課長)	(農政企画課長)	(農政企画課長)	(農地管理課長)
事務局長	ζ.	1	溝上 茂夫	溝上 茂夫	溝上 茂夫	溝上 茂夫
事務局次:	長	池田 茂雄	池田 茂雄	池田 茂雄	S49.6	
主事		西坂くすみ	西坂くすみ(~47.8)	川崎 満子	349.0	
主事		-	川崎 満子(47.9~)	平原 定	A PANA 15 13	
総務部	部長				池田 茂雄	池田 茂雄
がいがか ロド	主事				川崎 満子	川崎 満子
	部長				川﨑 利一	川﨑 利一
業務部	主事				平原 定	平原 定
未伤叫	嘱託				_	_
	が対しし				_	_

年次		昭和56	57	58 59		60
専務理事		山口 豊彦	山口 豊彦	中川 光	中川 光	中川 光
事務局長		深川 澄明	野田 安信	野田 安信	野田 安信	野田安信
総務部	部長	稲口 勇	岸川 正	岸川 正(~58.8) 鷲崎 常夫(58.9~)	鷲崎 常夫	鷲崎 常夫
旅水の方面 	次長	_	_	_		_
	主事	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
	部長	龍 克己	龍 克己	龍 克己	廣川 波嗣	廣川 波嗣
	次長	_	_	_	小杉 吉彦	小杉 吉彦
 業務部	主事	平原 定	松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也
- 未物中 -	主事	松永 克也	_	_	_	門田 浩明
	嘱託	白浜 範子	白浜 範子	白浜 範子	白浜 範子	白浜 範子
	別四日し	森 百合子	森 百合子	森 百合子	森 百合子(~59.8)	_

年次		平成3	4	5	6	7
専務理事	ī	中西彬人	中西 彬人(~5.3) 八谷 臨(5.3~)	八谷臨	八谷 臨	八谷臨
事務局長		松尾 正巳	江頭 幸	江頭 幸	石川富美夫	石川富美夫
	部長	古澤 武夫	古澤 武夫	古澤 武夫	古澤 武夫	古澤 武夫
総務部	次長	古賀 敏治	古賀 敏治	毛利 宏之	毛利 宏之	毛利 宏之
	主査	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
	部長	原口 巽	副島道夫	副島道夫	副島 道夫	内田 芳照
	次長	傍示 悟	畑島 剛(~4.5)	内田 芳照	内田 芳照	前田 正敏
 業務部	主査	松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也
- 未物中 -	主事	門田浩明	門田浩明	門田浩明	門田 浩明	門田浩明
幅託	嘱託	平原 定	_	兵動 恵子(5.6~)	兵動 恵子	兵動 恵子
	が中口し	畑島 剛(3.6~)	_	_	_	_

51	52	53	54	55
古賀 正夫 (農地管理課長)	山口 豊彦 (学識経験者)	山口豊彦	山口 豊彦	山口豊彦
光永 貞光	光永 貞光	光永 貞光	光永 貞光	深川 澄明
池田 茂雄	池田 茂雄	稲口 勇	稲口 勇	稲口 勇
岸川 満子(旧姓川崎)	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
川﨑 利一	川﨑 利一	川﨑 利一	深川 澄明	龍 克己
平原 定	平原 定	平原 定	平原 定	平原 定
宮地 武雄(51.8~)	宮地 武雄	白浜 範子(53.9~)	白浜 範子	白浜 範子
_	_	_	_	森 百合子(55.7~)

61	62	63	平成 元	2
中川 光	中川 光	中川 光	中西 彬人	中西 彬人
廣川 波嗣	廣川 波嗣	松本亀次郎	松本亀次郎	松尾 正巳
鷲崎 常夫	鷲崎 常夫	鷲崎 常夫	鷲崎 常夫(~元.9) 古澤 武夫(元.10~)	古澤 武夫
_	_	_	_	古賀 敏治
岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
小杉 吉彦	小杉 吉彦	松尾 正巳	松尾 正巳	原口 巽
松本亀次郎	松本亀次郎	原口 巽	原口 巽	傍示 悟
松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也
門田浩明	門田浩明	門田浩明	門田浩明	門田浩明
平原 定(61.7~)	平原 定	平原 定	平原 定	平原 定
_	_	_	_	坂本 國継

8	}		9	1	0	1	1	1	2
八谷	臨	八谷島	臨(~9.7) 毅(9.8~)	野口	武男	野口	武男	北川	行俊
内田	芳照	前田	正敏	前田	正敏	北川	行俊	(専務理事	事務取扱)
古澤	武夫	古澤	武夫	古澤	武夫	太田	俊光	太田	俊光
毛利	宏之	毛利	宏之	太田	俊光	(業務部次县	長事務取扱)	_	_
岸川	満子	岸川	満子	岸川	満子	岸川	満子	岸川	満子
(事務局長	事務取扱)	(事務局長	事務取扱)	(事務局長	事務取扱)	坂本	隆昭	坂本	隆昭
前田	正敏	坂本	隆昭	坂本	隆昭	吉末	幸夫	吉末	幸夫
松永	克也	松永	克也	松永	克也	松永	克也	松永	克也
門田	浩明	門田	浩明	門田	浩明	門田	浩明	門田	浩明
_	-	兵動 恵	(9.11~)	兵動	恵子	兵動	恵子	兵動	恵子
_	_		_	_	_	_	_	池田栄次	郎(12.6~)

年次	年次 平成13 14		15	16	17	
専務理事	:	北川 行俊	北川 行俊	北川 行俊	北川 行俊	徳永 和彦
事務局長		(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)
	部長	太田俊光	吉永 幸夫	池田栄次郎	水田 敏博	水田 敏博
総務部	次長	_	田代 俊生	松永 克也	松永 克也	_
かいかか ロド	係長	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
	主事	_	_		_	(臨任) 辻 久恵
	部長	(総務部長事務取扱)	(総務部長事務取扱)	田代 俊生	田代 俊生	(総務部長兼務)
	次長	吉末 幸夫	池田栄次郎	水田 敏博	(総務部次長兼務)	松永 克也
	係長	松永 克也	松永 克也	_	_	_
	主查	_	_	門田浩明	門田浩明	門田浩明
	主事	門田浩明	門田浩明		_	_
		兵動 恵子	兵動 恵子	_	_	_
業務部		_	_	下村 孝 (佐賀市農協駐在)	下村 孝 (佐賀市農協駐在)	下村 孝 (佐賀市農協駐在)
	嘱託	_	_	山口 重昭(16.1~) (さが東部農協駐在)	山口 重昭 (さが東部農協駐在)	山口 重昭 (さが東部農協駐在)
		_	_	松林 美和	松林 美和(~16.9)	片江 映子
		_	_	_	片江 映子(16.10~)	_

年次	年次 平成23 24		25	26	27	
専務理事		實松 孝明 實松 孝明 小野原虎彦		小野原虎彦	小野原虎彦	
事務局長		(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)			(専務理事事務取扱)
	部長	井手 守	井手 守	井手 守	井手 守	高祖 秀幸
総務部	次長	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
飛心がか ロド	課長		_	ĺ		_
	嘱託	1	_	1		_
	部長	松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也	野村 知行
	参事	_	_	_	_	_
		_	_	野村知行	野村知行	井手 守
	次長	_	_	_	_	_
		_	_	_	_	_
	係長	門田浩明	門田浩明	門田 浩明	門田 浩明	門田浩明
	床区	_	_		_	_
	職員	_	_	_	_	岡本 直樹
		兵動 恵子	兵動 恵子	兵動 恵子	石川富美夫	石川富美夫
業務部		_	_	_	岡本 直樹	高取 博幸
		_	_	_	兵動 恵子	兵動 恵子
		_	_	_	今山 美紀	相川義徳
		_	_	_	高取 博幸(26.8~)	植松 幹雄
	嘱託	_	_	_	相川 義徳(26.11~)	_
		_	_	_	_	_
		_	_	_	_	_
		_	_	_	_	_
		_	_	_	_	_
		_	_	_	_	_

18	19	20	21	22
		-		
一 徳永 和彦	徳永 和彦	徳永 和彦	徳永 和彦	徳永 和彦
(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)
水田 敏博	井手 守	井手 守	井手 守	井手 守
_	_	_	_	_
岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子	岸川 満子
_	_	_	_	_
(総務部長兼務)	(総務部長兼務)	(総務部長兼務)	(総務部長兼務)	松永 克也
松永 克也	松永 克也	松永 克也	松永 克也	_
_	_	_	_	門田浩明
門田浩明	門田浩明	門田浩明	門田浩明	_
_	_	_	_	_
兵動 恵子	兵動 恵子	兵動 恵子	兵動 恵子	兵動 恵子
下村 孝 (佐賀市農協駐在)	下村 孝 (佐賀県農協 佐賀市支部駐在)	下村 孝 (佐賀県農協 佐賀市統括支所駐在)	_	_
山口 重昭 (さが東部農協駐在)	山口 重昭 (佐賀県農協 さが東部支部駐在)	山口 重昭 (佐賀県農協 さが東部統括支所駐在)	_	_
片江 映子	片江 映子			_
_	_	_	_	_

28	29	30	令和元	2	3
小野原虎彦	古賀 俊光	古賀 俊光	古賀 俊光	古賀 俊光	古賀 俊光
(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)	(専務理事事務取扱)
高祖 秀幸	高祖 秀幸	高祖 秀幸	高祖 秀幸	高祖 秀幸	村岡 敏郎
岸川 満子	_	_	_	_	_
_	_	_	兵動 恵子	兵動 恵子	兵動 恵子
_	兵動 恵子	兵動 恵子	_	西 安則	西 安則
溝口 善紀	溝口 善紀	溝口 善紀	溝口 善紀	溝口 善紀	松永 章
野村知行	_	_	_	_	_
井手 守	光山 潔	光山 潔	光山 潔	松永 章	妹脊 浩
_	原口 敏弘	原口 敏弘	原口 敏弘	原口 敏弘	原口 敏弘
_	_	_	_	_	田島浩和
門田浩明	門田浩明	門田浩明	門田 浩明(~31.4)	_	_
_	岡本 直樹(~29.11)	_	_	_	_
岡本 直樹	_	_	小柳 瞳	小柳 瞳	小柳 瞳
相川 義徳	相川 義徳	植松 幹雄	植松 幹雄(鹿島駐在)	植松 幹雄(鹿島駐在)	植松 幹雄(鹿島駐在)
植松 幹雄	植松 幹雄	吉岡 浩助	吉岡 浩助	吉岡浩助	野方 正浩
高取 博幸	高取 博幸	上野 靖彰	上野 靖彰	上野 靖彰	上野 靖彰
兵動 恵子	松尾 薫	松尾 勝治(唐津駐在)	松尾 勝治(唐津駐在)	松尾 勝治(唐津駐在)	秋光 堅剛
_	吉岡 浩助(29.9~)	松尾 薫	秋光 堅剛	秋光 堅剛	松尾 勝治(唐津駐在)
_	_	小柳 瞳	松尾 薫	松尾 薫	松尾順子
_	_	松尾順子	松尾 順子	松尾順子	中島・博子
_	_	石橋めぐみ	中島・博子	中島・博子	重松由美子
_	_	樋口 正典(鹿島駐在)	_	重松由美子	入部亜佐美
_	_	_	_	北村久美子(3.1~)	北村久美子(~3.5)
_	_	_	_	_	納富 淳之(3.7~)

社 員 別 出 捐 金

令和3年3月31日現在

社 員 名	出捐金(千円)	社 員 名	出捐金(千円)
佐賀県	10,600	神 埼 市	450
佐賀県農業会議	50	吉 野 ケ 里 町	100
佐賀県農業協同組合中央会	100	基山町	50
佐賀県信用農業協同組合連合会	700	上 峰 町	50
全国共済農業協同組合連合会	700	みやき町	200
佐賀県土地改良事業団体連合会	100	玄 海 町	100
佐賀市	900	有 田 町	150
唐津市	900	大 町 町	50
鳥 栖 市	200	江 北 町	100
多久市	200	白 石 町	400
伊万里市	200	太 良 町	200
武 雄 市	300	佐賀県農業協同組合	2,960
鹿島市	200	佐賀市中央農業協同組合	30
小 城 市	300	唐津農業協同組合	380
嬉 野 市	200	伊万里市農業協同組合	250
	合 計	社員総数 30	21,120

【業態別出捐金(千円)】

佐賀県	10,600
市・町合計	5,250
農業会議	50
中央会·連合会	1,500
農業協同組合	3,620
土地改良連合会	100
合 計	21,120

【参考】

(「15年のあゆみ」「20年のあゆみ」「30年のあゆみ」における経過等)

【15年のあゆみ】 (昭和60年発行)

1.公社設立の趣旨

佐賀農業は、肥沃な佐賀平野を擁し米作りを中心として、かつて佐賀段階、さらには新佐賀段階米作り運動の展開により、昭和40年、41年米作り反収連続日本一を達成するなど、多くの関心と注目が寄せられた。

しかしながら、米の消費の減退と豊作が続く中で昭和44年度から生産調整が始まり、米作り 中心の本県農業は大きな試練にたたされた。

県公社は、このような背景のもとに構造政策の一翼を担う公的機関として、昭和45年の農地法の改正に基づき翌46年7月設立された。当時の設立趣意書によれば、その設立の趣旨が次のように述べられている。

当面する農業情勢を顧みるに、端的には米の生産調整、稲作転換に見られるごとく、きわめてきびしい事態に直面している。

このような情勢に対処して本県農業の近代化を図るためには、長期展望にたった農作物の 生産対策、流通価格対策はもちろん、農業の体質を改善するための農業構造対策を積極的に 推進して規模の大きい近代的な高生産性農業を実現する必要がある。

佐賀県農地保有合理化事業公社は、県、県農業会議、県農協各連等が協力して農地保有の合理化および農業経営の近代化を促進し、もって農業の構造改善ならびに農業経営の安定向上に資することを目的としてこれを設立しようとするものである。

2.設立の経過

県公社は、社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社として、昭和46年6月30日開催された 佐賀市農協における設立総会においてその設立することが満場一致で可決され、続いて同年 7月13日付けで佐賀県知事より民法法人設立の許可を受け、同月15日付けをもって設立登記

を完了した。初代理事長には佐賀県知事池田直氏が就任されて発足した。さらに同年7月24日には佐賀県知事より農地保有合理化促進事業を行う法人としての指定を受け、これにより記念すべき公社事業の第一歩が踏み出されることになった。

設立に至るまでの経過を更に付言すれば、昭和46年2月に県の担当課長ならびに市長会・町村会・県農業会議の事務局長および各農協連合会の参事による設立準備会が発足し、以後数回にわたり公社設立について種々協議が重ねられた。またこれと並行して行われた農林省、九州農政局との事前協議を経て同年6月30日には佐賀市農協会議室において、池田知事、鍋島県農業会議会長および各農協連合会長を設立発起人とする公社設立発起人会を開催し、公社設立総会付議事項、設立手続き等について協議議決し同日同所において引続き前述のとおり公社設立総会を開催する運びとなった。

なお、当初県公社は、県、県農業会議、各農協連合会で発足したが、その後全市町村、全農協 の加入を得て現在では91社員で構成されている。

3.公社の主な業務

県公社は、佐賀県における農地保有の合理化および農業経営の近代化を促進し、もって農業の構造改善ならびに農業経営の安定向上に資することを目的として次の事業を行うことになっている。

- 1)農地、採草放牧地および開発して農用地とすることが適当な土地(以下「農用地」という)の売買交換および貸借の事業
- 2)農用地等の造成、集団化および管理の事業
- 3)農業用機械の貸付および管理の事業
- 4)その他目的達成のために必要な事業

これ等の業務については、県公社が総会の議を経て知事の承認を受けて定めた「定款」「実施規程」および「実施細則」により適正な運営に努めなければならないが、これ等は、公社の業務を進めるうえにおいて基本となるものである。

【参考】

(「15年のあゆみ」「20年のあゆみ」「30年のあゆみ」における経過等)

【20年のあゆみ】 (平成3年7月発行)

1.公社設立の背景

昭和36年6月に制定された農業基本法には、その第二条三に国の重要施策の一つとして農業構造の改善(農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化)を図ること、とあり、総合農政のもとに、農業振興地域制度の整備、農業構造改善事業、農用地開発事業の施策が展開されてきたところである。これら一連の施策効果を確保するためには、農業の生産基盤である土地の利用関係の調整につき必要な措置を講ずることが先決であった。

このため、昭和45年の第63回特別国会において農地法が改正され、農地等がより生産性の高い経営によって効果的に利用されるような農地等の流動化を阻害している諸規制を大巾に緩和するとともに、新しく公的機関(農地保有合理化法人)による農地等の売買、貸借等を通ずる農地移動の方向づけと農地開発による農業生産の中核的担い手を育成する事業(農地保有合理化促進事業)が行なわれることになった。それまでの農地法は自ら耕作しない者が、農地を農地のままで取得することは許可されず、法人の場合も農業生産法人以外は取得が禁止されていたが、営利を目的としない農地保有合理化法人の設置で、わが国の農地施策も流動化を大きく促すことになるのである。

2.公社設立の経過

佐賀県農地保有合理化事業公社の第1回設立準備会が持たれたのは、昭和46年2月10日のことで、農林省との事前協議をすすめ、社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社(以下「公社」という)としての設立発起人会および設立総会が開催され農地法第3条に規定する農地保有合理化法人として、佐賀県知事の指定を受け、農業構造の改善を積極的に推進するため農地保有合理化促進事業を実施することになるが、そこに至るまでの経過は次の通りである。

昭和46年6月30日 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社の設立発起人会 および設立総会(佐賀市農業協同組合中会議室)

設立発起人代表挨拶

佐賀県知事代理 農林部長 香月熊雄氏

来賓の祝辞

町村会副会長 江口伊四郎氏

杵藤地区農協連絡協議会長 犬尾 幸太郎 氏

議長選出 香月農林部長

議事録署名人 農協中央会会長 松園春美氏

園芸連会長 古川久松氏

書 記 農政企画課 近藤薫二・田中豪明

議決事項

1 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社定款

2 社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社農地保有合理化促進事業 実施規程

3 昭和46年度事業計画および収支予算書

4 昭和46年度資金の借入れ方法および限度

昭和46年7月13日 佐賀県知事の公社設立許可

昭和46年7月15日 公社の設立登記完了

昭和46年7月20日 社員の出資金受納 7,550,000円

佐賀県 5,000,000円(500口)

佐賀県農業会議 50,000円(5口)

佐賀県農業協同組合中央会 100,000円(10口)

佐賀県信用農業協同組合連合会 700,000円(70口)

佐賀県経済農業協同組合連合会 700,000円(70口)

佐賀県共済農業協同組合連合会 700,000円(70口)

佐賀県酪農業協同組合連合会 150,000円(15口)

佐賀県園芸農業協同組合連合会 150,000円(15口)

昭和46年7月24日 農地法施行令第1条の2第2項の規定により農地保有合理化促進事業

を行う法人の指定を受ける

【30年のあゆみ】 (平成13年12月発行)

公社設立の背景と経過

昭和36年に制定された農業基本法では、当時農業と他産業との間で生産性の格差が拡大していることから、その格差是正のため国の重要施策の1つとして「農業経営の規模拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化を図ること」(法第2条1項3号)とされ、わが国農業の宿命であった零細分散錯圃という農地の保有形態を、より効率的に農業生産が展開できるよう推進していくことになった。

その具体的な施策として、昭和45年農地法が改正され、農地等の流動化を阻害している諸規制を大幅に緩和するとともに、農地保有の合理化を促進するため、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が農地等を買入れ又は借入れ、一定期間保有した後、担い手農家に再配分(売渡し又は貸付け)する、いわゆる農地保有合理化促進事業が創設された。

この制度発足に伴い、本県では昭和46年6月30日に県、県農業会議、県農協各連の参加の下に、社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社の設立発起人会及び設立総会が開催され、続いて同年7月13日付で佐賀県知事より民法法人設立の許可を受け、同月15日付で設立登記を完了した。さらに同年7月24日には佐賀県知事より農地保有合理化促進事業を行う法人としての指定を受け、これより記念すべき公社事業が第一歩を踏みだすことになった。

なお、平成2年までの経過については、既刊の「15年のあゆみ」及び「20年のあゆみ」に詳述されている。

50年のあゆみ

発行 公益社団法人 佐賀県農業公社

〒849−0925

佐賀市八丁畷町8-1(佐賀県総合庁舎4階)

TEL 0952-20-1590

FAX 0952-20-1605

